

珠洲市創造的復興実現化方策検討調査業務仕様書

1 業務の概要

(1) 目的

本業務は、珠洲市の創造的復興を実現するために必要な施策、事業を幅広い領域から抽出整理し、各種事業の実現可能性や戦略の検討、意見交換会の開催など復興を進めるにあたり必要な調査を行うものである。

(2) 業務名

珠洲市創造的復興実現化方策検討調査業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 業務の内容

(1) 必要事業の抽出整理

- ①住まい、インフラ、コミュニティ、産業、観光、教育福祉、防災など幅広い領域から事業を抽出・整理
- ②創造的復興の視点を重視した新しい仕組みを加味した整理

(2) 実現可能性調査

- ①事業の優先度設定、財源整理による可能性調査
- ②実現化を急ぐ事業の現地調査、関係者への交渉に必要な書類の作成

(3) 実施行程の検討

- ①実施工程計画（ロードマップ）と財政シミュレーションによる最適な使途配分

(4) 実施体制の検討

- ①事業特性に応じた、一般競争入札、プロポーザル方式、CM/PM方式の活用についての比較検討

(5) デザインワークショップ

- ①地域団体、産業関係者、教育・福祉関係者へのワークショップの実施

(6) 市民との意見交換会

- ①市内10地区意見交換会のサポート
- ②地域で組織する、まちづくり協議会のサポート
- ③その他、必要に応じ実施する市民への事業説明会等のサポート

(7) 関係機関協議(3回)

- ①国土交通省、石川県、その他関係機関との協議
- ②補助金、交付金事業の資料作成

(8) その他

- ①打合せ協議（5回）

3 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- ・珠洲市創造的復興実施計画書 25部
- ・珠洲市創造的復興実施計画書（電子データ）1式
- ・その他職員の指示するもの 1式

なお、成果品一式の著作権は、珠洲市に帰属するものとする。

4 情報管理体制

(1) 情報管理体制

①受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として、契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、環境建設課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」（様式8）を提出し、環境建設課の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め環境建設課の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。
- ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ・環境建設課が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

②本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当課が同意した場合はこの限りではない。

③本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当課の指示に従うこと。

④本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに環境建設課へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、珠洲市が行う報告聴取や調査に応じること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示に従い処理するものとする。業務を行うに当たり、再委託（軽微な業務を含む）を行う必要がある場合には、被災地域の中小企業等への受注機会が図られるよう配慮すること。